

令和2年度大阪周遊促進事業に係る企画提案公募要領

新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ国内の観光需要を喚起するため、国はGoToキャンペーン事業を開始しています。

大阪府では、大阪市域へ集中する旅行者に、府内全域の魅力ある観光資源をPRし、府内全域への誘導・周遊を促進するため、「令和2年度大阪周遊促進事業」を実施します。本事業では、府内全域の魅力ある観光資源をつないだ周遊コースをテーマに沿って設定し、プロモーションを行うとともに、その効果を実証するための企画（仕掛け）を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

令和2年度大阪周遊促進事業

(1) 事業の趣旨・目的

全国から大阪を訪れる方等を府内全域に誘導・周遊させるため、府域の魅力ある観光資源をつないだ周遊コースをテーマに沿って設定し、発信するとともに、楽しくめぐることができる企画（仕掛け）を実施する。

(2) 事業概要

別紙「令和2年度大阪周遊促進事業委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

22,880千円（税込）

2 スケジュール

令和2年7月22日（水）	公募開始
令和2年7月30日（木）	説明会開催
令和2年8月6日（木）	質問受付締切
令和2年8月20日（木）	提案書類提出締切
令和2年9月9日（水）	選定委員会
令和2年9月中旬頃	契約締結
令和2年9月中旬頃	事業開始
令和3年3月31日（水）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又

は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。) に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和2年7月22日(水)から令和2年8月20日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府 府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話番号：06-6210-9302

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、魅力づくり推進課ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuyuu/index.html>)からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

令和2年8月3日(月)から令和2年8月20日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

オ 提出方法

書類は受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

※提出の際は、マスクの着用及び手指消毒等、感染予防対策にご協力をお願いします。

※発熱等の症状のある場合は、持参を自粛いただき、上記イまで、ご連絡ください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1：正1部 コピー5部)

イ 企画提案書(様式2：正1部 コピー5部)

ウ 応募金額提案書(様式3：正1部 コピー5部)

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式4：1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式5：1部)

③ 委任状(様式6：1部)

- ④使用印鑑届（様式7：1部）
- オ 誓約書（参加資格関係）（様式8：1部）
- カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- キ ①法人登記簿謄本（1部）
- ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
- ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 財務諸表の写し（1部：最近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- コ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
- ・常用労働者の総数が45.5人未満の場合のみ提出
 - ・常用労働者の総数が45.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（令和2年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出）
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれA4ファイルに綴って提出してください。
- （コピーは(2)ア～ウの書類のみ。コピーのうち4部については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。（表紙及び背表紙含む））

応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「令和2年度大阪周遊促進事業委託仕様書」提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和2年7月30日（木）午後1時から2時まで

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで開催します。

(2) 開催方法等

オンライン会議システム Cisco Webex Meetings を使用します。

参加 URL 等は受付終了後に説明会への申込メールアドレスに送信します。

同システムを利用できない場合等は個別にご相談ください。

(3) 申込方法

・電子メール（メールアドレス：toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

・「件名」に「【説明会申込み：令和2年度大阪周遊促進事業（法人名）】」と明記してください。

・電子メール本文に「参加団体名」「参加者職氏名」「連絡先」「参加人数」を記入してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。（ダイヤルイン：06-6210-9302）

※電子メール以外（口頭や電話等）による申込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和2年7月28日（火） 午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和2年8月6日（木） 午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票」により電子メール（メールアドレス：toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）にて受け付けます。

なお、件名には「【質問：令和2年度大阪周遊促進事業（法人名）】」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。（ダイヤルイン：06-6210-9302）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く）

イ 質問への回答は魅力づくり推進課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuyuu/index.html>)

ウ 「質問票」様式は魅力づくり推進課ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuyuu/index.html>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。書類審査を通過した提案について、プレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーション審査の日時は、書類審査後にメールにて正式に通知します。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

- ・選定委員会開催日 令和2年9月9日(水) 予定

- ・選定委員会場所 大阪市内

※詳細については、別途連絡します。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。」

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	点数
事業目的及び内容の理解度	・ 事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。	5点
魅力的な周遊コースの設定	・ 大阪市域に集中する来阪旅行者の周遊促進と地域での消費につながるよう、府内各エリアの魅力ある観光資源をつないだ周遊コースが提案されているか。	25点
プロモーションの企画・実施	・ 来阪旅行者の府内全域への周遊促進につながるような効果的なプロモーション手法について提案されているか。	15点
周遊コースをめぐる企画（仕掛け）の実施	・ 周遊コースを活用した集客イベント等を組み込むなど、話題性があり、人を惹きつける企画事業が提案されているか。 ・ 成果目標及びその効果測定の方法が設定されているか。	20点
実現可能性	・ コースの設定・プロモーション・企画（仕掛け）の目的や対象に整合性があるか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策（ガイドライン）を踏まえ、適切な処置を講じているか。	12点
業務運営体制及びスケジュールについて	・ 事業が計画的かつ効率的に実施でき、府や関係機関との連絡、調整が行える実施体制となっており、スケジュールが示されているか。 ・ 事業実施主体の人員体制や財務状況が適切であるか。	10点
障がい者雇用	・ 常用労働者 45.5 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 45.5 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3点
価格点	価格点の算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を魅力づくり推進課ホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/syuyuu/index.html>) において公表します。
応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/kokoroe.pdf>